

令和 5年 6月 2日

福井県知事 杉本 達治 様



主たる事務所の所在地  
福井県福井市二の宮3丁目38番20号  
医療法人 大橋整形外科医院  
理事長 大橋 義一  
電話 0776 (25) 0099

決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

[別紙]  
様式1

事業報告書  
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 大橋整形外科医院  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福井県福井市二の宮3丁目38番20号
- (3) 設立認可年月日 平成5年3月24日
- (4) 設立登記年月日 平成5年4月6日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	大橋整形外科医院	福井県福井市二の宮3丁目38番20号	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 5月16日 令和3年度決算の決定  
" 理事、監事の選任  
" 理事、監事報酬承認の件  
令和5年 3月7日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 大橋整形外科医院

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 福井県福井市二の宮3丁目38番20号

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	104,093 千円
2. 負 債 額	9,408 千円
3. 純 資 産 額	94,685 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	53,213
B 固 定 資 産	50,880
C 資 産 合 計 (A+B)	104,093
D 負 債 合 計	9,408
E 純 資 産 (C-D)	94,685

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 大橋整形外科医院

医療法人番号

所在地 福井県福井市二の宮3丁目38番20号

貸借対照表（診療所）  
（令和5年3月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	53,213	I 流動負債	5,646
II 固定資産	50,880	II 固定負債	3,762
1 有形固定資産	5,837	（うち医療機関債）	
2 無形固定資産	839	負債合計	9,408
3 その他の資産	44,204	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	84,685
		繰越利益積立金	84,685
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	94,685
資産合計	104,093	負債・純資産合計	104,093

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 大橋整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 福井県福井市二の宮3丁目38番20号

損 益 計 算 書  
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	74,642
2 事業費用	63,380
本来業務事業利益	11,262
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	11,262
II 事業外収益	1,750
III 事業外費用	79
経常利益	12,933
IV 特別利益	60
V 特別損失	
税引前当期純利益	12,993
法人税等	2,958
当期純利益	10,035

様式 5

法人名 医療法人 大橋整形外科医院  
所在地 福井県福井市二の宮3丁目38番20号

医療法人番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。  
2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大橋整形外科医院  
理事長 大橋 義一 殿

私は、医療法人 大橋整形外科医院の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月17日

医療法人 大橋整形外科医院

監事 福岡 美友緒